

はじめに

証券取引等監視委員会（以下「監視委員会」という。）は、証券取引及び金融先物取引の公正を図り、証券市場及び金融先物市場に対する投資者の信頼を保持する目的で、平成4年7月20日に設置され、以来、証券会社等(注)に対する検査、日常的な市場監視及び取引の公正を害する犯則事件の調査などの活動を行い、もって、与えられた責務を適切に果たすことにより、市場の公正性・透明性を確保し、我が国証券市場等の健全な機能の發揮に資するよう努めている。

監視委員会は、地方の組織を含めて202人の体制で発足し、平成6年度には、犯則事件調査体制の充実のため証券取引特別調査官2人の増員が認められるなど、深度ある検査・調査等に努めているところである。

監視委員会設置後2年目にあたる本公表の対象期間（平成5年7月1日から6年6月30日まで。以下同じ。）における監視委員会の活動状況は、第1章以下で詳述するが、犯則事件の調査、検査及び取引審査の概要は次のとおりである。

(1) 犯則事件の調査

犯則事件の調査については、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出に係る嫌疑及び内部者取引に係る嫌疑により2件の強制調査を実施した。

このうち、重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出に係る嫌疑については、調査の結果、証券取引法違反の罪に該当するとして、犯則嫌疑者を6年5月に告発した。

この結果、監視委員会は、発足以来2年間で3件の強制調査を行い、このうち2件の告発を行っている。

また、上記の重要な事項につき虚偽記載のある有価証券報告書の提出に係る嫌疑についての調査の結果、店頭売買有価証券の登録審

査について問題点が認められたので、大蔵大臣に対して、監視委員会発足後初めての建議を6年6月に行った。

なお、5年5月に告発した相場操縦事件に関しても、証券会社及び証券会社の職員に重大な法令違反が認められたので、5年9月、大蔵大臣に対し行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行った。

(2) 検査

監視委員会が行う検査の対象会社は、証券会社268社(6年6月末現在、外国証券会社を含む。)、証券業務の認可を受けた金融機関等となっているが、このうち、本公表の対象期間中に検査に着手した件数は、証券会社87社、証券業務の認可を受けた金融機関13機関であり、監視委員会は、発足後2年間で証券会社延べ171社、証券業務の認可を受けた金融機関24機関について検査を行っている。

検査の実施に当たっては、取引ルールの遵守状況、営業姿勢及び内部管理体制の点検を重点事項としたが、検査の結果、取引ルールの遵守状況については、営業成績を上げるための不適切な投資勧誘や取引などが、営業姿勢については、投資信託の販売等が積極的に行われる中での不適切な投資勧誘や営業成績を上げるため投資者の意向を軽視したとみられる投資勧誘などが、また、内部管理体制については、法令遵守意識や内部管理に対する認識の不足から必ずしもその機能が十分発揮されていないなどの問題点が一部の証券会社に認められた。

なお、これらの問題点のうち証券会社又はその役職員に重大な法令違反等が認められた12社については、大蔵大臣に対し行政処分及びその他の適切な措置を講ずるよう勧告を行った。

(3) 取引審査

本公表の対象期間においては、217件の審査(価格形成に関するも

の162件、内部者取引に関するもの50件、その他の観点から行ったもの5件)を行っており、監視委員会は、発足後2年間で387件の審査(価格形成に関するもの316件、内部者取引に関するもの62件、その他の観点から行ったもの9件)を行っている。

審査の実施に当たっては、証券会社等がどのように関与していたか、それらの関与が証券取引法等の法令に触れるものでなかったか、自主規制機関が有効に市場監視の機能を果しているかなどに着目して行っている。審査の内容としては、全体的に企業業績が低迷しているなかで、個別材料に人気が集まっている銘柄や需給関係が逼迫した銘柄などについて株価が急騰・急落する局面が見られる場合が少なくなく、そのため価格形成に関する審査が相当数に上っているほか、業務上の損害が発生する企業、業績予想の下方修正・減配を行う企業が多く、また、株価に重大な影響を与える事実もしばしば発生したため、内部者取引に関する審査も増加している。

(注)「証券会社等」とは、第4章第1に掲げる検査の対象機関をいう。以下同じ。